

令和2年度

資産等報告書審査意見書

令和2年 9月24日

柳川市政治倫理審査会

柳川市政治倫理審査会（以下「審査会」という。）は、柳川市政治倫理条例（平成19年柳川市条例第29号。以下「条例」という。）第9条第1項の規定に基づき、柳川市長から審査を求められた「資産等報告書に関する審査について（依頼）」（令和2年6月29日付け2柳総務第977号）により、令和2年7月21日及び同年8月4日に審査会を開催しました。

その審査の経過と結果は、下記のとおりです。

記

1 審査の概要

(1) 資産等報告書の提出義務者

条例第9条第1項の規定により、審査会に提出された資産等報告書（「資産報告書」、「所得報告書」、「贈与報告書」、「納付状況報告書」、「関連会社等報告書」）は、議員21名、市長等3名とそれらの配偶者に係るものでした。その内訳は、次のとおりです。

① 報告義務者	24名
② 報告義務者の配偶者	20名
合計	44名

(2) 資産等報告書の審査状況等

① 第1回審査（令和2年度第2回審査会）

日時 令和2年7月21日（火）

午後1時30分から午後2時30分まで

会場 柳川市役所柳川庁舎3階 庁議室

② 第2回審査（令和2年度第3回審査会）

日時 令和2年8月4日（火）

午後1時25分から午後3時まで

会場 柳川市役所柳川庁舎3階 第1会議室

<内容>

提出された資産等報告書の記載事項について、添付された証明書等を参考にして審査を行いました。

審査は、前回審査した資産等報告書との比較対照に重点を置き、審査作業の効率性にも配慮して行いました。

2 審査意見

条例の規定に基づき、概ね適正に報告されていると認められます。

3 審査会からの要請

(1) 資産等報告書の正確性及び透明性の確保と、適正な審査に向けた積極的な報告の観点から次のとおり要請します。

ア 所得報告書について

所得報告書（様式第2号）では、所得区分ごとの所得金額の合計が100万円を超えた場合、基因となる事実の記載をお願いしていますが、事業所得については、個人事業主の場合、確定申告書に記載の職業、または屋号・雅号を記載し、給与所得については、給与などの支払者の氏名・名称を記載してください。なお、マイナス表示の所得が100万円を超えている場合にも、同様の記載をしてください。

イ 関連会社等報告書について

関連会社については、議員本人が役員となる会社や個人で事業を営んでいる場合も、報告書への記載を行うように徹底してください。

ウ 報告書全般について

誤記及び記載漏れがないよう、また、各証明書類との内容が整合しているかどうか、提出前に再度点検をお願いします。また、証明書類については、報告年度の証明書を添付されるよう、併せて確認をお願いします。なお、間違った情報のまま閲覧に供されることがないように、記載誤り等に気付いたときには速やかに訂正等を行ってください。

(2) 次のとおり条例及び規則の見直しを求めます。

ア 関連会社等報告書（様式第5号）について、会社その他の法人において有するすべての地位及び肩書きを記入することとなっていますが、会社その他の法人ではない個人事業主の場合も記載するよう、条例の改正及び様式の変更について検討してください。

令和2年 9月24日

柳川市政治倫理審査会

会 長	桑 原	義 浩
副会長	富 永	諭
委 員	上 野	雅 成
委 員	石 川	真貴子
委 員	三小田	悦 子